いい仕事いい家庭つぎつぎとちぎ通信(平成29年3月1日号)

【今号の内容】

- ●ワーク・ライフ・バランスハンドブックを作成しました
- 3 月は、自殺対策強化月間です
- ●働く人のメンタルヘルス相談
- ●パートタイム労働ポータルサイト
- ●労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン
- ●従業員が希望する妊娠・出産を実現するために
- ●平成28年度テレワーク活用の好事例集
- ●家内労働委託状況届の提出は4月30日までです

ワーク・ライフ・バランスハンドブックを作成しまし た

一年、日本の「働くこと」を取り巻く環境は、「長時間労働」や「仕事と子育てや介護との両立」など大変

今こそ、「仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス)」の取組を進めていくことが求められます。

県では、ワーク・ライフ・バランスに関する法制度 や好事例をまとめたハンドブックを作成いたしました。 ぜひ御活用ください。

http://www.pref.tochigi.lg.jp/f06/work/fukushi/documents/h28w1bhandbook.pdf

3月は、自殺対策強化月間です

厳しいものとなっています。

国では、例年、月別自殺者数の最も多い3月を「自殺 対策強化月間」と定め、周知広報を実施しています。

◆あなたにも出来る自殺予防のための行動◆

<気づき>

- ・発言や行動の変化や体調の変化など、心の悩みや 様々な問題を抱えている人が発する周りへのサインになるべく早く気づきましょう。
- ・変化に気づいたら、「眠れていますか?」など、自 分に出来る声かけをしていきましょう。

<傾聴>

- ・悩みを話してくれたら、時間をかけて、できる限 り傾聴しましょう。
- ・話題をそらしたり、訴えや気持ちを否定したり、 表面的な励ましをしたりすることは逆効果です。 本人の気持ちを尊重し、共感した上で、相手を大 切に思う自分の気持ちを伝えましょう。

<つなぎ>

- ・心の病気や社会・経済的な問題等を抱えているようであれば、専門家への相談につなげましょう。
- ・相談を受けた側も、一人では抱え込まず、プライバシーに配慮した上で、本人の置かれている状況や気持ちを理解してくれるキーパーソンの協力を求め、連携をとりましょう。

<見守り>

- ・身体や心の健康状態について自然な雰囲気で声を かけて、あせらずに優しく寄り添いながら見守り ましょう。
- ・必要に応じ、キーパーソンと連携をとり、専門家 に情報を提供しましょう。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/jisatsu/index.html

働く人のメンタルヘルス相談

県労政事務所では、「働く人のメンタルヘルス相談」 を実施しています。

職場でストレスやメンタルヘルス不調を抱えている 方、そのご家族や会社の上司・同僚の方からのご相談 に、産業カウンセラーが無料で応じます。

1回の相談時間は50分以内です。秘密は厳守します。 相談は、事前予約制の面接/電話相談です。相談を 希望する方は、3日前 (土日祝日は除く。)までにご 予約ください。

日時:平成29年3月15日(水) 13:30~16:30 場所:足利労政事務所(足利市伊勢町4-19)

電話番号: 0284-41-1241 ※電話相談も可能です。

http://www.pref.tochigi.lg.jp/f06/question/shigoto/roudou/documents/hatarakuh

パート労働ポータルサイト

パート労働ポータルサイトとは、パートタイム労働 に関する様々な情報をお伝えする8つのサイトを集め た総合サイトです。

パートタイム労働法の概要・改正に関する情報のほか、パートタイム労働者の雇用管理を改善するための各種ツールやマニュアル、短時間正社員制度の導入・ 運用を支援するための情報、他社の事例、パートタイム労働者の活躍を支援する情報等、各種情報が満載です。ぜひ、御活用ください。

https://part-tanjikan.mhlw.go.jp/

労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置 に関するガイドライン

厚生労働省では、長時間労働削減について取組を強化するため、企業向けに新たなガイドラインを定めました。

ガイドラインでは、

- ・「使用者の明示または黙示の指示により自己啓発等の 学習や研修受講をしていた時間」は労働時間として 取り扱わなければならないこと
- ・労働者の「実労働時間」と「自己申告した労働時間」 に乖離がある場合、使用者は実態調査を行うこと などが明確化されました。

ガイドラインに則した労働時間の適正な把握を心がけましょう。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/roudouzikan/070614-2.html

近年の晩婚化等を背景に不妊治療を受ける夫婦が増 加しており、働きながら不妊治療を受ける方は増加傾 向にあると考えられます。また、仕事と不妊治療との 両立に悩み、やむを得ず退職する場合も多いと言われ ています。

不妊治療を受ける方は、一定の職務経験を積んだ年 齢層の従業員であることも多く、企業の貴重な戦力で あると考えられます。こうした人材を失うことは、企 業にとって大きな損失です。仕事と不妊治療の両立に ついて職場での理解を深め、従業員が働きやすい環境 を整えることは、有能な人材の確保という点で企業に もメリットがあるはずです。

<企業が行う独自の取組例>

- ・通院に必要な時間だけ休暇を取ることができるよ う、年次有給休暇を時間単位で取得できるように する。
- ・不妊治療目的で利用できるフレックスタイム制を 導入して、出退勤時刻の調整がえきるようにする。

http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/pamphlet/30.html

平成28年度テレワーク活用の好事例集

厚生労働省では、従業員の仕事と育児・介護の両立 のために、テレワーク (ICT[情報通信技術]を活用し、 時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方の総称) を活用している取組をまとめた好事例集を作成いたし ました。

ぜひ、御活用ください。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/ryou ritu.html

家内労働者へ内職等を委託している事業主は、家内 労働法による「委託者」になりますので、「委託状況

家内労働委託状況届の提出は4月30日までです

届」の提出が必要です。

これは毎年4月1日現在の家内労働者数等について、 労働基準監督署を経由して栃木労働局に届け出るもの です。用紙は最寄りの労働基準監督署にありますので、 4月30日までに提出してください。

なお、家内労働法にいう「家内労働者」とは、物品の提供を受け、他人を使わず自己ひとり、または同居の家族だけで物品の製造・加工に従事し、工賃を得ている人をいいます。

したがって、宛名書きのような事務の代行、ホームページの構築などの物の加工を伴わない委託は原則として該当しません。

詳しくは、栃木労働局労働基準部賃金室

(電話 028-634-9109) または最寄りの労働基準監督署 にお問合せください。

また、栃木労働局のホームページも御活用ください。

【配信停止】

本メールマガジンの配信の停止を希望する場合は、 お手数ですが、次のメールアドレスまで御連絡ください。

栃木県産業労働観光部労働政策課 rousei@pref.tochigi.lg.jp

TEL 028-623-3218 FAX 028-623-3225